

# 愛媛県小児科医会学校検尿対策委員会による

## 「小中学生用学校検尿対策指針」

愛媛県下で実施されている小中学校での学校検尿について、その実施方法や、実施後の情報の活用に大きな地域差が見られるため、愛媛県全体で凡その指針を作成し、最低限実施していただきたい内容を記載することとした。

- 1) 学校検尿は原則二次検尿まで実施し、精査の必要な児童を絞り込んで、三次精密検査が可能な医療機関受診を勧める。
  - (1) 学校では、一次検尿と二次検尿を行う。
  - (2) 二次検尿で異常を指摘された児童・生徒は、病院または診療所（地域によっては指定医療機関）を受診して、三次精密検査（医療機関での検査）を受ける。
  - (3) 二次検尿の検査項目は、各自治体に一任する。
  - (4) 三次精密検査で異常を指摘された児童・生徒は、必要に応じて専門医療機関を受診する。
  
- 2) 児童・生徒は遅くとも夏休み中に受診し、暫定診断名と指導区分を医師が明記した学校生活管理指導表を学校に提出する。受診の際の授業への欠席や部活動への不参加に対する配慮を、教育委員会に要請する。
  
- 3) 学校は、学校検尿の結果と医療機関受診結果を学校単位で一覧表にまとめる。
  - (1) 一覧表には、学年、性別、一次検尿及び二次検尿の結果、診断名、受診病院名、管理指導表の指導区分を記載する。
  - (2) 三次精密検査で異常を指摘された児童をリストアップする。
  - (3) 未受診者については、リストアップする。
  - (4) 児童・生徒ごとに、特に検尿異常者は経年的に検尿結果をまとめて保管し、追跡できる体制を整える。
  
- 4) 教育委員会は学校検尿結果を集計する。
  - (1) 異常を指摘された児童・生徒に関しては、教育委員会が経年的に結果をまとめる。
  - (2) 異常を指摘された児童・生徒の結果を、小児科医会学校検尿対策委員会に送る。
  - (3) 集計した内容を、愛媛県小児科医会学校検尿対策委員会としてまとめる。
  
- 5) 緊急受診の条件は以下に示す。これのいずれか一つでも満たす場合は緊急受診が必要と判断し、検査会社から直接学校に連絡し、学校から保護者に早急な受診を勧める。
  - (1) 尿蛋白 (3+) 以上
  - (2) 尿糖 (3+) 以上
  - (3) 肉眼的血尿；用紙に患児自身で記入する
  - (4) 尿潜血 (3+) かつ尿蛋白 (2+) 以上
  - (5) 尿糖 1+以上かつ尿ケトン 1+以上ただし、既に管理下にある児童についても、主治医と連絡を取るよう指導する。
  
- 6) 緊急受診対象児童・生徒は、専門医療機関（具体的にはに 7) 記す）への速やかな受診が必要なため、学校は以下の書類を保護者に渡し、速やかに受診するよう指示する。

- (1) 検査結果
  - (2) 専門医療機関への受診が必要であることの保護者に対する説明書
  - (3) 委員会発行の紹介状；紹介状には学校長名と紹介医師名を記載する。  
後者については、学校医名あるいは市町または愛媛県学校検尿対策委員長名を記載する。
- 7) 三次精密検査の実施機関として、1)で記した指定医療機関が地域ごとに選定されることが望ましい。  
三次精密検査後、血尿・蛋白尿については、必要に応じて以下の専門医療機関を紹介することとする。【県立中央病院、松山赤十字病院、県立今治病院、県立新居浜病院、市立宇和島病院、愛媛大学附属病院】  
尿糖の三次精密検査により糖尿病が疑われる場合には地域の基幹病院を紹介し、さらに必要があれば以下の専門医療機関を紹介する。【愛媛大学医学部附属病院、県立中央病院、松山日赤病院】
- 8) 専門医療機関を紹介する場合の基準；
- ① 下記の蛋白尿が持続する場合
    - (ア) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 0.15 g/g Cr～0.4 g/g Cr（尿蛋白定性で 1+相当）が 6 か月以上継続する場合
    - (イ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 0.5 g/g Cr～0.9 g/g Cr（尿蛋白定性で 2+相当）が 3 か月以上継続する場合
    - (ウ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿 Cr が 1.0 g/g Cr～1.9 g/g Cr（尿蛋白定性で 3+相当）が 1 か月以上継続する場合
    - (エ) 早朝第一尿で尿蛋白/尿 Cr が 2.0 g/g Cr 以上の場合、専門医療機関を早急に紹介する。
  - ② 肉眼的血尿
  - ③ 低蛋白血症（低アルブミン血症 3.0 g/d l 以下）
  - ④ 低補体血症
  - ⑤ 高血圧、浮腫、腎機能障害の存在
  - ⑥ 糖尿病の疑い
- 10) 生活習慣病健診の血液検査で血清クレアチニン値の測定を推奨する。

令和4年（2022）4月改訂